

3 議案第74号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案							現行						
別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関							別表第1 (第3条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町国民保護協議会	略						おいらせ町国民保護協議会	略					
おいらせ町自治推進委員会	(1) おいらせ町自治基本条例(平成20年おいらせ町条例第1号)の運用状況を検証すること。 (2) 町長の諮問に応じ自治の推進に関し審議すること。 (3) 自治の推進に関する重要事項について 町長に提言すること。 (4) その他参加及び協働の実施に関し必要と認めること。	略	略	略	略	略	おいらせ町自治推進委員会	(1) おいらせ町自治基本条例(平成20年おいらせ町条例第1号)の運用状況を検証すること。 (2) 町長の諮問に応じ自治の推進に関し審議すること。 (3) 自治の推進に関する重要事項について 町に提言すること。 (4) その他参加及び協働の実施に関し必要と認めること。	略	略	略	略	略
おいらせ町ハートピア助成金審査会	略						おいらせ町ハートピア助成金審査会	略					
略							略						

改正案							現行						
別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関							別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課	附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
略							略						
おいらせ町いじめ防止対策審議会	略						おいらせ町いじめ防止対策審議会	略					
おいらせ町立学校給食センター運営委員会	給食センターの運営を適正かつ円滑にならしめるため、教育長の諮問に応じ、(む) 運営に関する事項を審議すること。	10人以上(公募による者を含む)	(1) 町立小、中学校関係者 (2) 町立小、中学校保護者代表者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他教育委員会が必要と認める者	略	略	略	おいらせ町立学校給食センター運営委員会	給食センターの運営を適正かつ円滑にならしめるため、教育長の諮問に応じ、(む) 運営に関する事項を審議すること。	20人以上(公募による者を含む)	(1) 町立小、中学校長 (2) 町立小、中学校PTA会長 (3) 学識経験を有する者 (4) その他教育委員会が必要と認める者	略	略	略
おいらせ町社会教育委員会	略						おいらせ町社会教育委員会	略					
略							略						